

# maco mammy English 規約

## 第1章 総則

### 第1条(定義)

1. 「当教室」「当校」とは、「maco mammy English」をいう。
2. 「本サービス」とは、当教室が生徒に提供する各種のサービスをいう。
3. 「生徒」とは、本規約に同意のうえ当教室の指定する方法で入会し、当教室が入会を承諾した者をいう。
4. 「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、姓名、住所、性別、生年月日、電話番号、メールアドレス、画像などにより個人を識別できる情報をいう。

### 第2条(規約への同意と改定)

1. 生徒・保護者が入会申込書へ署名したことにより本規約への同意をしたものとみなす。
2. 当教室は、将来において生徒・保護者の事前の承諾を得ることなく本規約を必要に応じて改定できるものとする。
3. 当教室は変更後の規約を、遅滞なく文書で生徒・保護者に通達するものとし、文書の受取日より、1週間以内に退会の手続を行われなかった場合は、生徒・保護者が当該内容に同意したものとみなす。

## 第2章 生徒

### 第1条(入会手続き)

1. 生徒は、入会の申し込みにあたり、本規約を遵守し、当教室が求める生徒の情報を虚偽なく提供するものとする。
2. 生徒は、当教室所定の入会申込用紙に必要事項を記入のうえ、本入会規約を確認し同意することで入会の申し込みを行ったものとする。
3. 前項の申し込みは生徒が未成年者であった場合は、保護者が代わってこれを行う。
4. 入会の申し込みがあった場合、当教室がこれを承諾することで生徒となる。
5. 入会の申し込みの際に生徒が提供した個人情報は本規約の規定に基づき厳重に管理する。
6. 生徒は、本規約に基づく権利及び義務の全部または一部を第三者に譲渡したり使用させたりはできない。

## 第2条(変更の届出)

1. 生徒は、当教室の入会申込書記入の項目に変更があった場合、速やかに変更の届け出を行う。
2. 変更の届け出を怠ったことによる不利益については、当教室で責任を負わない。

## 第3条(契約期間について)

1. 契約期間の始期は、入会申込用紙に記入された初回指導日からとする。
2. 契約期間は1か月とし、申込者あるいは当教室から申し出のない限り、1か月単位で自動更新となる。

## 第4条(年度について)

1. 年度の始まりは4月上旬当教室規定日となる。
2. 年度終了は3月下旬当教室規定日となる。

## 第5条(遅刻・欠席)

1. レッスンを欠席する場合には、必ず生徒・保護者が事前に事務局に連絡するものとする。
2. 当日のレッスンのキャンセルは、レッスン開始2時間前までに連絡をするものとする。
3. レッスンを遅刻する場合はレッスン開始前までに連絡をするものとする。
4. 連絡のない欠席・遅刻は、いかなる理由でも振替レッスン、返金はしないものとする。

## 第6条(振替レッスン)

1. 事前に連絡のあった欠席については年度内に、生徒からの申し出により次項の振替レッスンをを行うものとする。
2. 振替レッスンは、年度内において3回振替できるものとする。ただし、プライベートレッスン受講者においてはその限りではない。
3. 振替レッスンの権利は、年度を超えた場合に消滅するものとする。振替できなかったレッスンについては次期、次年度への繰り越し、払い戻しはしないものとする。

## 第7条(振替レッスンの方法)

1. グループレッスンの生徒の振替は、他のグループレッスンクラスへの振替を行う。
2. グループレッスンの生徒がグループレッスンクラスへの振替ができない場合、追加の料金を支払いプライベートレッスンの受講をすることができる。
3. プライベートレッスンの生徒の振替は教室開講時間内で任意の曜日時間帯で教室のスケジュールを調整のうえ随時行うことができる。

#### 第8条(退会について)

1. 退会とは、契約期間中に生徒・保護者の意思で退会することをいう。
2. 退会の申し出は生徒あるいは保護者から当校所定の退会届を事務局に提出することで行う。
3. 退会届の提出は退会を希望する月の10日までに提出するものとする。
4. 退会に際しては納付された月謝、その他の費用につき一切の返還をしない。
5. 退会生徒について再度の入会時には入会費用に関するキャンペーンは適用されない。

#### 第9条(休会について)

1. 休会とは、契約期間中に生徒・保護者の意思でレッスンを一定期間受講しないことをいう。
2. 休会の申し出は生徒あるいは保護者から事務局への連絡により行うものとする。
3. 前項の申し出は休会を希望する月の前月10日までにを行うものとする。
4. 休会につき生徒・保護者は、休会費として毎月1,500円を納付するものとする。

#### 第10条(禁止事項)

1. 生徒・保護者は本サービスの利用に当たり、以下の項目に当てはまる行為をしてはならない。
  - ①レッスンの妨げとなる行為
  - ②講師に対して反抗的な態度や行為、侮辱的な言動、その他の非行行為
  - ③連絡なしの遅刻・欠席を繰り返す行為
  - ④当教室に無断で当教室所属の講師と教室外においてレッスンを受けること
  - ⑤当教室の内外を問わず講師・生徒・受講生・保護者に対する物品販売及び勧誘行為、並びに宗教的行為ないしその勧誘行為
  - ⑥度重なるクレームや過度の要求を行い、教室業務の運営に支障を及ぼす行為
  - ⑦当校の許可を得ることなくレッスンの録音録画をする行為、あるいは、携帯電話・スマートフォン等の通話機能をオンにしてレッスンの様子を確認する行為
  - ⑧その他、教室規約を守らない行為
2. 前項各号の行為について指導による改善が認められない場合にはやむを得ず退会手続をとる。
3. 1項各号以外の行為でも、社会常識及び倫理上の不正と考えられる行為に関しては禁止する。当該行為を発見した場合には当教室にて合理的な措置をとる。

## 第 11 条(退会処分)

1. 当教室は、生徒が以下のいずれかの項目に該当する場合、当該生徒に事前に通告のうえ、契約を解約し、生徒登録を取消し退会したものとす。
  - ①入会申し込みの際の申告事項に、虚偽の記載があった場合
  - ②諸費用の納入が遅れ、滞納が 2 か月分となった場合
  - ③前条各号の禁止事項に反する行為を行った場合
  - ④その他当教室が生徒とすることを不適当と判断する著しい非行を行った場合
2. 退会処分となった場合、入会費、月謝等すでに払い済みの費用に関しては返還しない。また、欠席振替レッスンについてもこれを行わず、一切の清算を行わない。

## 第 12 条(自然退会)

連絡なくレッスンの欠席が 3 カ月以上続いた場合には、事前の通告なく退会したものとみなす。この場合において前条 2 項を準用する。

## 第 3 章 料金

### 第 1 条(諸費用)

1. 諸費用とは、入会金・月額レッスン料・教材費・特別レッスン料をいう。
2. レッスン料金、月謝は前払いにて行う。テキスト代金等については次回の口座振替で納付を行う。
3. 月ごとの諸費用は、生徒・保護者指定の銀行口座より口座振替にて納付を行う。口座振替の手続が終了するまでは月謝袋での納付あるいは当校の銀行指定口座に振込みにより納付を行う。口座振込手数料については生徒・保護者側にて負担する。
4. 前項後段の月謝袋にての月謝納付は、月末最後のレッスン後に月謝袋を生徒に手渡し、月初めの最初のレッスンに生徒あるいは保護者が当教室の事務局に持参することで納付を行うものとする。
5. 諸費用の滞納が正当な理由なく 2 か月以上続いた場合、通告のうえ退会処分とする。

### 第 2 条(入会金・レッスン料について)

入会費、レッスン料等の諸費用については別紙料金表に記載するものを支払うものとする。

### 第 3 条(教材費)

1. 教材費は、テキスト代、英検対策、TOEIC、TOEFL 対策など、講師の必要に応じ実費負担をするものとする。
2. 教材費が必要な場合、事務局から必要金額・内訳・納付期限について事前に連絡をするものとする。

#### 第4条(特別レッスンについて)

1. 特別レッスンとは、通常のコース以外に短期あるいは目的別で設定されるコースにおけるレッスンをいう。
2. 前項にレッスンについては別途費用が発生する。金額についてはその都度案内を行うものとする。

### 第4章 講師の変更とクラス変更

#### 第1条(講師の変更)

1. 講師は、当校のカリキュラムあるいは講師のスケジュールに特別の意思表示のある場合を除き、担当講師の変更を行う場合がある。
2. 前項で当教室の人員が不足している場合は、別日での振替レッスンとなる場合がある。

#### 第2条(クラスの変更)

1. 生徒・保護者の都合によるクラス変更の申請は、できるだけ速やかに行うこととする。
2. クラスの変更によっては担当講師が交代することがある。
3. 教室からのクラスの変更は事務局より事前に連絡と相談を行った上で変更を行う。

#### 第3条 (クラス変更に伴う料金変更)

1. グループレッスンの生徒が、生徒側の都合によるクラスの変更により、一人での受講となる場合は(準)プライベートレッスンとしてグループレッスンの5割増しの料金となる。
2. 前項の場合、クラス変更後、2か月後に正規プライベートレッスンの料金となる。
3. 第1項の場合において、当該クラスに他生徒が入ってきてグループになった場合は次月よりグループレッスンの料金となる。
4. 第1項の場合において、クラスに残された生徒が一人での受講となった場合、2か月後に準プライベートレッスンの料金となり、4か月後に正規プライベートレッスンの料金となる。

#### 第4条 (プライベートレッスン)

1. プライベートレッスンにおける講師の変更は生徒・保護者からの申し出により変更できる。ただし、他講師・教室スケジュール等、教室の運営に支障が出る場合、変更することができない。
2. プライベートレッスンにおいては特定の講師を希望することができる。ただし、前項ただし書きを準用する。

## 第5章 その他

### 第1条(休校)

別紙年間カレンダーに基づき、当教室規定の日を休校日とする。

### 第2条(駐車場の使用)

1. 駐車場は当校所定の駐車場を使用することとする。
2. 当校駐車場以外の駐車場には一時使用であっても駐車をしないこととする。

### 第3条(紛失・忘れ物)

1. 当校施設内で生じた私物の紛失について当校では責任を負わない。
2. 忘れ物、落とし物については、告知のうえ一定期間保管後、処分する。

### 第4条(損害賠償)

1. 本サービスを通じて、生徒間あるいは第三者との間で紛争が生じた場合、生徒ないし保護者は自己の費用と責任においてこれを解決するものとし、当教室では一切の責任を負わないものとする。
2. 生徒は本サービスの利用中、またはその前後を通じて当教室設備、その他備品に損害(落書きや破損等)を与えた場合、当教室は当該生徒および保護者に対して被った損害の賠償を請求する。

### 第5条(クーリングオフ)

申込書を記入した日を含め8日間はクーリングオフ(契約解除)を行うことができる。

### 第6条(個人情報)

1. 生徒・保護者から提供を受けた個人情報は、当教室での生徒管理以外には一切使用しない。
2. 生徒・保護者から提供を受けた個人情報は、入会時から卒会、退会后1年間当教室で保管後、破棄する。

令和元年10月1日施行  
令和2年12月改定施行  
令和4年3月改定施行

maco mammy English 事務局

〒562-0026 箕面市外院3-4-25 荒木ビル2階奥